

沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会規程

(平成2年6月7日評議会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館規程第3条第2項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書資料、芸術資料等の収集及び利用に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) その他運営上重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書・芸術資料館長
- (2) 各学部ごとに教員3名
- (3) 附属研究所の教員から1名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第5条 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、附属図書・芸術資料館長をもって充てる。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が収集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、附属図書・芸術資料館の職員が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 6 月 7 日から施行する。
- 2 沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営委員会規程(昭和 61 年 10 月 17 日)は、廃止する。